

徳島県企業管理規程第二号

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月八日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程（平成十七年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第三条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、「」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の様式に相当する改正前の徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。